

竹富町観光案内人条例施行規則改正（案）の主なポイント

1 第4条（観光案内人免許の審査基準）関係

- ・竹富町行政手続条例の規定を踏まえ、竹富町観光案内人条例改正（案）（以下、「条例（案）」という。）にて規定した審査基準の具体化規定を整備。
- ・第1項にて、安全に関する審査基準として、「傷害保険及び賠償責任保険への加入」「島外事業者の島内拠点設置及び現場代理人配置義務」「一定以上の経験を有する観光ガイドの1名以上の所属」の3点を規定。
- ・第2項にて、自然環境保全に関する審査基準として、「町長が主催又は指定する講習等の終了」を規定。講習については、利用ルールを中心とした西表島エコツーリズム推進全体構想（以下、「全体構想」という。）に関する内容を想定。
- ・第3項にて、地域振興に関する審査基準として、「公民館への所属」又は「地域社会の発展に努める意思」を規定。後者については、要綱で一定程度解釈を示し、それを超える部分については審査委員会にて議論をいただくことを想定。
- ・第4項にて、実質的な同一人が複数の免許を受けることを認めない旨の審査基準を規定。これは、全体構想にて事業者単位での案内客数ルールが設けられていることを踏まえたもの。
- ・なお、いずれもより詳細な解釈については要綱において規定することを想定。

2 第5条（観光案内人免許の登録料）関係

- ・現行規則においては、観光案内人を島内事業者、町内事業者、県内事業者、その他事業者の4つに区分し、登録料等の額に差異を設けているところ。
- ・しかしながら、島内事業者と町内事業者、県内事業者とその他事業者の間には、金額に差異を設ける合理的な理由の説明が困難と思料。
- ・については、町内事業者とその他事業者の2区分に再整理を行うもの。

3 第16条（登録引率ガイドの選任認可に係る審査基準）関係

- ・条例（案）にて規定した審査基準の具体化規定を整備。
- ・第1項にて、エコツーリズム推進法及び全体構想の理解度及び説明能力に関する審査基準として、「町長が主催又は指定する試験への合格」を規定。試験については、エコツーリズム推進法及び全体構想（特に特定自然観光資源に関すること）に対する理解度と説明能力を問う内容を想定。
- ・第2項にて、特定自然観光資源所在区域の特性に対する理解度及び同所属観光ガイドに対する管理監督能力に関する審査基準として、「一定以上の経験」「町長が主催又は指定する試験への合格」「他の事業者において登録されていない」の3点を満たすガイドの1名以上の所属を規定。試験については、同所属観光ガイドの管理監督が適切に実施できる水準で特定自然観光資源所在区域の特性に関する理解を有するかを問う内容を想定。
- ・第3項にて、特定自然観光資源所在区域にて案内又は助言を行うに必要な技術に関する審査基準として、「町長が主催又は指定する試験への合格」を規定。試験については、エコツーリズム推進法及び全体構想（特に特定自然観光資源に関すること）に対する理解度を問う内容を想定。